

# 羽咋市地域防災計画

## 第4編 津波災害対策編

羽咋市防災会議



## 目次

## 第1章 津波災害の記録と被害想定

第1節	過去の津波被害	4-1-1
第2節	被害想定	4-1-4

## 第2章 津波災害予防計画

## 〈津波災害に強い市民の育成〉

第1節	防災知識の普及	4-2-1
第2節	市民及び事業者がとるべき措置	4-2-2
第3節	自主防災組織の育成	4-2-3
第4節	防災ボランティアの活動環境の整備	4-2-4
第5節	防災訓練の充実	4-2-5

## 〈津波災害に強い組織体制づくり〉

第6節	防災体制の整備	4-2-6
第7節	通信及び放送施設災害予防	4-2-7
第8節	消防力の充実・強化	4-2-8
第9節	風水害予防	4-2-9
第10節	積雪・寒冷対策	4-2-10
第11節	避難体制の整備	4-2-11
第12節	要配慮者対策	4-2-12
第13節	緊急輸送体制の整備	4-2-13
第14節	医療体制の整備	4-2-14
第15節	健康管理活動体制の整備	4-2-15
第16節	こころのケア体制の整備	4-2-16
第17節	食料及び生活必需品等の確保	4-2-17
第18節	孤立集落対策	4-2-18

## 〈津波災害に強い地域づくり〉

第19節	建築物等災害予防	4-2-19
第20節	公共施設災害予防	4-2-20
第21節	危険物等災害予防	4-2-21

## 第3章 津波災害応急対策計画

第1節	初動体制の確立	4-3-1
第2節	大津波・津波警報・注意報の発表	4-3-2
第3節	気象予報等の伝達	4-3-12
第4節	災害情報の収集・伝達	4-3-13
第5節	通信手段の確保	4-3-14
第6節	石川県消防防災ヘリコプターの活用	4-3-15
第7節	災害広報	4-3-16
第8節	消防活動	4-3-17
第9節	自衛隊の災害派遣要請	4-3-18

第10節	避難誘導	4-3-19
第11節	要配慮者の安全確保	4-3-20
第12節	災害医療及び救急医療	4-3-21
第13節	健康管理活動	4-3-22
第14節	こころのケア活動	4-3-23
第15節	救急・救助活動	4-3-24
第16節	水防活動	4-3-25
第17節	災害救助法の適用	4-3-26
第18節	交通確保対策	4-3-27
第19節	行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬	4-3-28
第20節	ライフライン施設の応急対策	4-3-29
第21節	公共土木施設等の応急対策	4-3-30
第22節	給水活動	4-3-31
第23節	食料の供給	4-3-32
第24節	生活必需品の供給	4-3-33
第25節	障害物の除去	4-3-34
第26節	輸送手段の確保	4-3-35
第27節	防疫、保健衛生活動	4-3-36
第28節	ボランティア活動の支援	4-3-37
第29節	し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理	4-3-38
第30節	住宅の応急対策	4-3-39
第31節	文教対策	4-3-40
第32節	農林水産物災害応急対策	4-3-41

## 第4章 復旧・復興計画

第1節	市民生活安定のための緊急措置	4-4-1
第2節	公共施設災害の復旧	4-4-2
第3節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	4-4-3
第4節	被災者への融資・支給	4-4-4
第5節	被災者の生活確保のための緊急措置	4-4-5
第6節	災害義援金及び義援物資の配分	4-4-6
第7節	復興計画	4-4-7

## 第5章 複合災害対策

第1節	基本方針	4-5-1
第2節	災害予防対策	4-5-1
第3節	災害応急対策	4-5-2
第4節	災害復旧対策	4-5-2

# 第4編 津波災害対策編

## 第1章 津波災害の記録と被害想定

第1節 過去の津波被害

第2節 被害想定

## 第1節 過去の津波災害

### 1 県内に被害をもたらした県内・外発生地震に起因した津波とその被害状況

石川県における津波災害一覧表

発生日月	震源地域 又は名称	マグニチュード (M)	震度		被害の概況
			金沢	輪島	
1964. 6.16 (昭和 39)	新潟地震	7.5	2	4	全体被害：死者 26、家屋全壊 1,960、半壊 6,640、浸水 15,298、船舶など津波の発生や新潟市内では、地盤の流動化がみられた。 石川県：津波により穴水湾を主に床上浸水 4、床下浸水 131、田畑冠水

※ 「理科年表」(出版：国立天文台 1998)、「日本の地震活動—被害地震から見た地域別の特長〈追補版〉」(出版：総務府地震調査研究推進本部地震調査委員会)

近年における主な津波記録

発生日月及び 地震の名称	震源地	マグニチュード (M)	震度		県内の被害概要
			金沢	輪島	
1983.5.26 昭和58年5月26日 日本海中部地震	秋田県沖	7.7	1	3	石川県：津波により負傷者8人、住家破損2、床上浸水3、床下浸水3
1993.7.12 平成5年7月12日 北海道南西沖地震	北海道南西沖	7.8		1	津波により、被害船舶24隻(輪島市、珠洲市、富来町)
2007.3.25 平成19年3月25日 能登半島地震	能登半島沖	6.9		6強	珠洲と金沢で0.2mの津波
2023.5.5 令和5年5月5日 奥能登地震	能登半島沖	6.5	4	5弱	珠洲と輪島で0.1mの津波
2024.1.1 令和6年1月1日 令和6年能登半島地震	石川県能登地方	7.6	5強	7	金沢観測点(港湾局)で80cm、酒田観測点(気象庁)で0.8mなど、北海道から九州にかけての日本海沿岸を中心に津波を観測した。そのほか、空中写真や現地観測から、能登半島等の広い地域で津波による浸水が認められた。また、現地調査により、石川県能登町や珠洲市で4m以上の津波の浸水高や、新潟県上越市で5m以上の遡上高を観測した。 下記に津波の痕跡から津波の高さを推定した主な地点と、津波の高さを示す。なお、1月1日16時10分の石川県能登地方の地震(M7.6)発生後に欠測となった、津波観測点付近(輪島港及び珠洲市長橋)では、津波による浸水の痕跡は認められなかった。※2 ※3 珠洲市飯田港 4.3m 浸水高 石川県珠洲市鶴飼漁港 2.8m 浸水高 石川県珠洲市見附公園 3.0m 浸水高 石川県能登町恋路海岸 1.8m 遡上高 石川県能登町松波漁港 3.0m 浸水高 石川県能登町内浦総合運動公園 4.1m 浸水高 石川県能登町白丸 4.7m 浸水高

発生年月日及び地震の名称	震源地	マグニチュード(M)	震度		県内の被害概要
			金沢	輪島	
					石川県能登町九十九湾 2.4m 浸水高 石川県能登町宇出津港 1.4m 浸水高 石川県七尾市鶴浦漁港 1.7m 浸水高 石川県七尾市下佐々波漁港 2.4m 遡上高 石川県輪島市舳倉島漁港 2.7m 浸水高

※ 「理科年表」(出版:国立天文台 1998)、「日本の地震活動—被害地震から見た地域別の特長〈追補版〉」(出版:総務府地震調査研究推進本部地震調査委員会)

※2 令和6年能登半島地震の評価/地震調査研究推進本部 地震調査委員会(2024.2.9)

※3 災害時地震・津波報告 令和6年能登半島地震/気象庁(2024.9.9)

## 2 能登半島地震における津波の状況

### (1) 地震の概況

平成19年3月25日9時42分頃、能登半島沖の北緯37度13分、東経136度41分、深さ11km(輪島市門前町剣地沖)を震源とするマグニチュード(以下Mと記述)6.9の地震が発生し、石川県能登地方を中心に七尾市、輪島市、穴水町で最大震度6強、志賀町、中能登町、能登町で震度6弱、珠洲市で震度5強、羽咋市、かほく市、宝達志水町で震度5弱を観測したほか、加賀地方でも震度4～3を観測した。

また、石川県以外でも、新潟県、富山県で震度5弱を観測したのを始め、北陸地方を中心に北海道から中国、四国地方にかけて震度5弱～1を観測した。その後の余震活動は、この地震を本震とする本震—余震型で経過した。4月23日18時11分に本震後最大となるM5.3(最大震度5弱)の余震、更に26日7時16分にもM5.3(最大震度4)の余震が起こった。また、平成20年1月26日4時33分にも余震M4.8(最大震度5弱)があった。

### (2) 津波の状況

気象庁はこの地震により、9時43分に石川県能登・加賀に「津波注意報」を発表して注意を喚起した。11時30分に珠洲市長橋港で最大22cmの津波を観測したが、11時30分に津波による恐れはなくなったと判断し、「津波注意報」を解除した。

【石川県震災対策専門委員会「能登半島地震の検証結果を踏まえた今後推進すべき施策大綱」参考】

## 3 令和6年能登半島地震における津波の状況

### (1) 地震の概況

令和6年1月1日、16時06分、能登地方の北緯37度31分、東経137度15分、深さ12kmを震源とするマグニチュード(以下Mと記述)5.5の地震が発生、同日16時10分、能登地方の北緯37度30分、東経137度16分を震源とするM7.6の地震が発生し、輪島市、志賀町で最大震度7、七尾市、珠洲市、穴水町、能登町で震度6強、中能登町で震度6弱、金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、能美市、宝達志水町で震度5強、その他の市町でも震度5弱～4を観測した。また、石川県以外でも、新潟県で震度6弱、富山県、福井県で震度5強を観測したのをはじめ、北陸地方を中心に北海道から九州地方にかけて震度5弱～1を観測した。

その後、同日16時12分にM5.7(最大震度6弱)の地震、16時18分にM6.1(最大震度5強)の地震、16時56分にM5.8(最大震度5強)の地震、18時8分にM5.8(最大震度5強)の地震を観測した。更に、2日17時13分にM4.6(最大震度5強)の地震、3日2時21分にM4.9(最大震度5強)の地震、10時54分にM5.6(最大震度5強)の地震、6日5時26分にM5.4(最大震度5強)の地震、23時20分にM4.3(最大震度6弱)の地震が起こった。

### (2) 津波の状況

気象庁はこの地震により、16時12分に石川県能登及び石川県加賀のほか、新潟県常上中下越、佐渡、富山に「津波警報」を発表して注意を喚起した。

19時9分には金沢で最大80cmの津波を観測した。

16時22分に石川県能登の「津波警報」を「大津波警報」に切り替えるとともに、山形県、福井県、兵庫県北部の津波注意報を津波警報に切り替えた。20時30分に石川県能登の「大津波警報」を「津波警報」に切り替え、2日1時15分に石川県能登及び石川県加賀を含む各地の「津波警報」を「津波注意報」に切り替えた。10時00分に津波による被害の恐れはなくなったと判断し、「津波注意報」を解除した。

## 第2節 被害想定

### 1 想定される津波の適切な設定

国、県及び市町は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

津波の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って津波の発生等をより正確に調査するものとする。なお、地震活動の評価、地震発生可能性の長期評価、強振動評価及び津波評価を行っている地震調査研究推進本部と連携する。

### 2 総合的な津波災害対策のための基本的な考え方

津波災害対策の検討にあたっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- (1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（レベル2津波）
- (2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（レベル1津波）

あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地の嵩上げ、避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

また、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進し、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。

なお、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

### 3 津波浸水想定調査

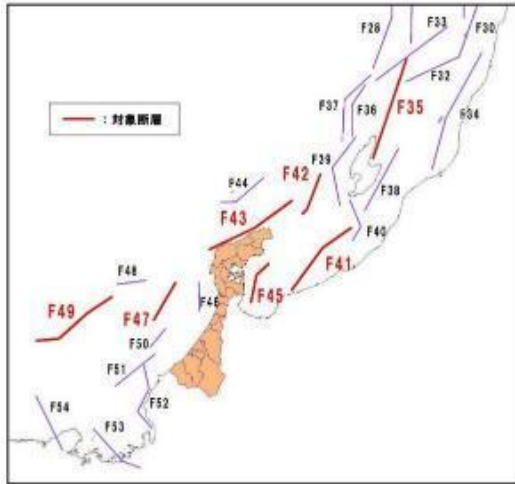
東日本大震災では、大津波の発生により甚大な被害が発生したことから、県では、平成23年度に石川県に影響を与える最大規模の津波を考慮した津波浸水想定を実施した。

その後、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき、平成26年8月に「日本海における大規模地震に関する調査検討会報告書」により、国から日本海側における統一的な津波断層モデルが示されたことから、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定を設定した。

(1) 想定した津波

① 断層位置図

平成28年度津波浸水想定断層位置図



<参考>平成23年度津波浸水想定断層位置図

② 断層の設定条件

平成28年度津波浸水想定断層

断層名	地震規模	長さ	幅	平均滑り量
	M	km	km	m
F35	7.58	99.10	19.20	4.59
F41	7.60	85.60	22.70	4.66
F42	7.28	55.80	17.70	3.10
F43	7.57	94.20	19.70	4.50
F45	7.18	42.60	18.30	2.77
F47	7.12	42.50	15.80	2.59
F49	7.39	87.30	14.50	3.56

※平均滑り量：地震により断層がずれ動く距離  
 「石川県地域防災計画 地震災害対策編」より抜粋

<参考>平成23年度津波浸水想定断層

断層名	地震規模	長さ	幅	平均滑り量
	M	km	km	m
日本海東縁部	7.99	167.0	17.32	12.01
能登半島東方沖	7.58	82.0	17.32	5.94
能登半島北方沖	7.66	95.0	17.32	6.76
石川県西方沖	7.44	65.0	17.32	4.62

(2) 津波浸水想定結果の概要 (「石川県地域防災計画 地震災害対策編」より抜粋)

① 市町ごと浸水面積 (km<sup>2</sup>)

市町名	平成28年度			(参考)平成23年度			増減		
	住居地域	非住居地域	計	住居地域	非住居地域	計	住居地域	非住居地域	計
加賀市	0.01	2.02	2.02	0.04	2.27	2.31	▲0.03	▲0.25	▲0.29
小松市	0.01	3.56	3.57	0.01	2.39	2.40	▲0.01	1.17	1.17
能美市	-	0.21	0.21	-	0.22	0.22	0.00	▲0.01	0.01
白山市	0.00	0.48	0.48	0.01	0.51	0.52	▲0.01	▲0.03	0.04
金沢市	0.34	2.53	2.88	0.24	1.24	1.48	0.10	1.30	1.40
内灘町	0.04	1.95	1.99	0.03	0.89	0.92	0.01	1.06	1.07
津幡町	-	0.59	0.59	-	0.60	0.60	0.00	▲0.01	▲0.01
かほく市	-	1.92	1.92	-	0.51	0.51	0.00	1.41	1.41
宝達志水町	-	0.39	0.39	-	0.61	0.61	0.00	▲0.21	▲0.21
羽咋市	0.07	3.46	3.54	0.15	2.94	3.09	▲0.07	0.52	0.45
中能登町	-	0.16	0.16	-	0.02	0.02	0.00	0.14	0.14
志賀町	0.32	1.57	1.89	0.42	2.54	2.96	▲0.10	▲0.97	▲1.07
輪島市	0.51	1.82	2.33	0.92	2.86	3.78	▲0.41	▲1.04	▲1.45
珠洲市	4.22	7.00	11.22	4.39	7.96	12.35	▲0.17	▲0.96	▲1.13
能都町	1.67	1.76	3.43	1.80	1.98	3.78	▲0.13	▲0.22	▲0.35
穴水町	0.70	1.38	2.08	0.84	1.54	2.38	▲0.14	▲0.17	▲0.30
七尾市	1.92	6.82	8.75	1.95	6.32	8.27	▲0.03	0.50	0.47
計	9.81	37.63	47.45	10.80	35.41	26.21	▲0.99	2.23	1.23

※端数処理により、合計が合わない場合がある。

② 市町毎の最大津波高、最大津波の到達時間、影響開始時間

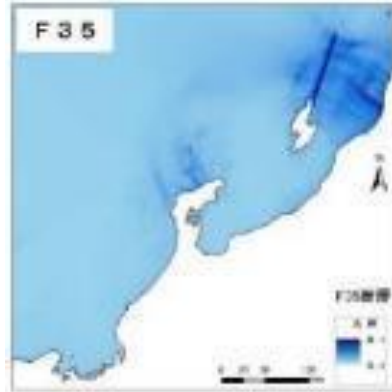
市町名	最大津波高 (m)			最大津波到達時間 (分)	影響開始時間 (分)
	平成28年度	平成23年度	増減	平成28年度	平成28年度
加賀市	4.9	10.8	▲5.9	30	19
小松市	3.4	5.5	▲2.1	33	20
能美市	3.6	5.7	▲2.1	34	20
白山市	3.6	5.3	▲1.7	34	19
金沢市	3.6	3.8	▲0.2	24	20
内灘町	3.8	3.8	0.0	25	21
かほく市	3.8	4.2	▲0.4	25	21
宝達志水町	3.6	4.1	▲0.5	26	23
羽咋市	4.6	6.4	▲1.8	119	21
志賀町 (志賀原発)	6.3 (5.8)	9.7 (6.4)	▲3.4 (▲0.6)	100 (96)	9 (16)
輪島市 (舳倉島)	8.8 (9.4)	11.2 (16.6)	▲2.4 (▲7.2)	59 (26)	1分未満 (21)
珠洲市	20.0	18.6	1.4	15	1分未満
能都町	9.6	12.6	▲3.0	10	2
穴水町	8.7	8.2	0.5	15	3
七尾市	7.8	9.5	▲1.7	8	1

※影響開始時間は、海岸付近の海域で20cmの海面変動が生じるまでの最短の時間をいう。

### ③ 断層ごとの津波シミュレーションの概要

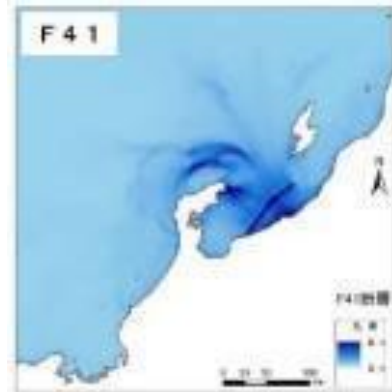
#### 【F35】

- ・日本海東縁部で発生した津波は、日本海側に広く伝播するが、海底地形により、能登半島の北部沖で波が屈折し、回り込むように石川県に到達する。
- ・影響が大きいのは、志賀町、輪島市、珠洲市で、1.7m～8.2m（珠洲市真浦地区）の津波が到達する結果となった。



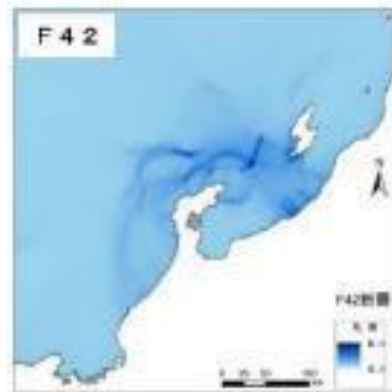
#### 【F41】重要

- ・能登半島東方沖で発生した津波は、能登内浦へ向けまっすぐ伝播し、遠浅の地形により波が収斂し高くなる。また、能登半島の北部沖で波が屈折し、回り込むように外浦へと伝播する。
- ・羽咋市から七尾市にかけて能登地域全体で影響が大きく、1.0m～20.0m（珠洲市小泊地区）の津波が到達する結果となった。



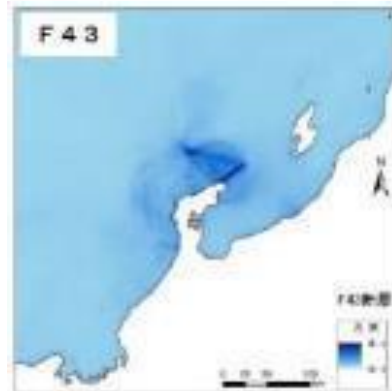
#### 【F42】

- ・能登半島珠洲沖で発生した津波は、海底地形により、能登半島の北部沖で波が屈折し、回り込むように石川県に到達する。
- ・加賀市から宝達志水町、輪島市、珠洲市で影響が大きく、1.6m～8.0m（輪島市深見）の津波が到達する結果となった。



#### 【F43】重要

- ・能登半島北方沖で発生した津波は、能登半島北部沿岸に近接しており、短時間で到達する。他地域には、波が回り込む形で伝播し、到達する。
- ・加賀市から穴水町にかけて広く伝播し、1.7m～6.3m（志賀町百浦）の津波が到達する結果となった。（舳倉島の一部では9.4m）



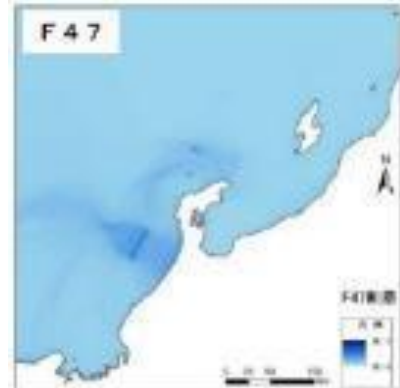
【F45】

- ・富山湾西部で発生した津波は、能登半島東部沿岸に近接しており、能登内浦に短時間で到達する。
- ・能登町から七尾市にかけて影響が大きく、0.7m～7.8m（七尾市下佐々波）の津波が到達する結果となった。



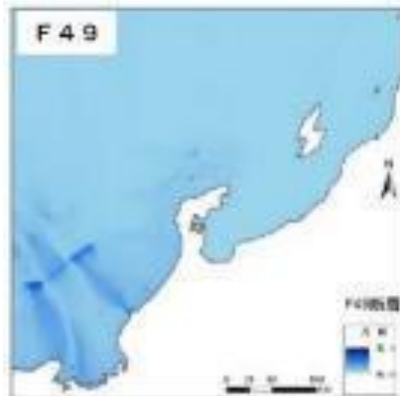
【F47】重要

- ・能登半島西方沖で発生した津波は、加賀から能登外浦に伝播し、到達する。
- ・白山市から志賀町にかけて影響が大きく、1.6m～3.8m（内灘町白帆台、かほく市白尾）の津波が到達する結果となった。



【F49】

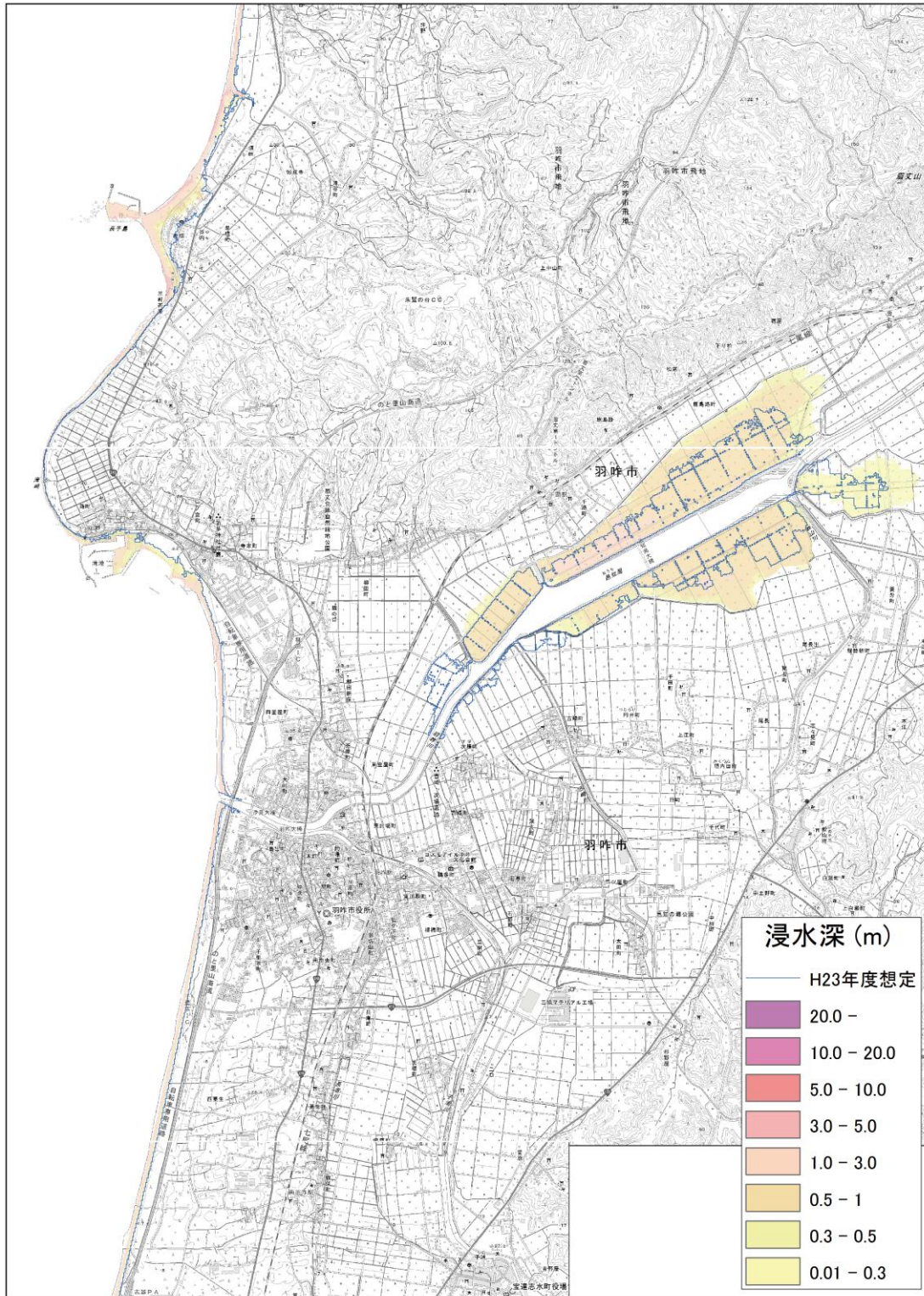
- ・石川県西方沖で発生した津波は、加賀から金沢地域に向けて伝播し、到達する。
- ・加賀市から羽咋市にかけて影響が大きく、1.9m～4.9m（加賀市橋立）の津波が到達する結果となった。



#### 4 津波による浸水域の予想

想定した3つの津波（F41、F43、F47）のうち、本市において最も津波による浸水域が最も大きいと予想される「能登半島北方沖」を波源とする津波が発生した場合の予想される浸水域は次の図1のとおり。

図1 羽咋市津波浸水予想図



(2017年 石川県HPより)

表－1 羽咋市における津波高さや津波到達時間の比較

	最大の津波が到達するケース					津波が最も早く到達するケース			
	断層	影響開始時間	最大津波高	最大津波到達時間	津波影響開始時間	断層	影響開始時間	最大津波高	最大津波到達時間
千里浜	F47	24分	3.1m	27分	24分	F47	24分	3.1m	27分
滝港	F43	33分	3.8m	114分	21分	F47	21分	2.4m	24分
柴垣	F41	84分	4.6m	119分	23分	F47	23分	2.4m	25分

(参考)

### 1. 計算条件の設定

#### (1) 潮位について

- ① 海域については、能登及び金沢検潮所の朔望平均満潮位の統計値（年平均値の過去10年間の平均）を用い、能登及び金沢の平均値を採用。
- ② 河川内の水位については、平水流量（1年を通じて185日は下回らない数値）を採用。

#### (2) 地震による地殻変動について

地震による地殻変動は、①海域は隆起・沈降を考慮し、②陸域は隆起を考慮せず沈降のみ考慮した。

#### (3) 各構造物の取り扱いについて

- ① 地震や津波による各種施設の被災を考慮。
- ② 各種構造物については、津波が越流し始めた時点で「破壊」するものとし、破壊後の形状は「無し」とした。

表－2 構造物条件

構造物の種類	条件
護岸	耐震や液状化に対する技術的評価結果が無ければ、構造物は地震及び液状化によりすべて破壊。技術的評価結果があるものはそれを反映。
堤防	耐震や液状化に対する技術的評価結果が無ければ、地震及び液状化により破壊され、堤防高を地震前の25%の高さとする。技術的評価結果があるものはそれを反映。
防波堤	耐震や液状化に対する技術的評価結果が無ければ、地震及び液状化によりすべて破壊。技術的評価結果があるものはそれを反映。
道路・鉄道	地形として取り扱う。
水門等	耐震自動降下対策済み、常時閉鎖の施設は閉とする。これ以外は開とする。
建築物	建物の代わりに津波が遡上するときの摩擦（粗度）を設定。

## 5 津波災害に備える対策

平成28年度に実施した津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定調査では、7カ所の断層により発生する津波の重ね合せの浸水面積は県全体で47.45km<sup>2</sup>となった。

また、F43断層やF45断層を波源とする津波は、陸に近い位置で発生するため、短時間での津波到達が予測されたところである。

上記の津波浸水想定調査の結果を踏まえ、県、市町及び防災関係機関は、津波災害に対する予防対策として、県民、防災関係機関及び都市基盤の防災力向上を図るとともに、津波発生後にも迅速に対応できるよう、応急対策を時系列に沿って分類・整理したうえで、適時・的確に応急対策を講じる体制を整備する。さらに、被災者の利便に配慮した復旧・復興を目指すものとする。

なお、今回の想定結果を超える事態が発生するおそれがあることにも十分留意し、想定を超える津波にも対応できるよう、十分な備えが必要である。

## 第2章 津波災害予防計画

### 〈津波災害に強い市民の育成〉

- 第1節 防災知識の普及
- 第2節 市民及び事業者がとるべき措置
- 第3節 自主防災組織の育成
- 第4節 防災ボランティアの活動環境の整備
- 第5節 防災訓練の充実

### 〈津波災害に強い組織体制づくり〉

- 第6節 防災体制の整備
- 第7節 通信及び放送施設災害予防
- 第8節 消防力の充実・強化
- 第9節 風水害予防
- 第10節 積雪・寒冷対策
- 第11節 避難体制の整備
- 第12節 要配慮者対策
- 第13節 緊急輸送体制の整備
- 第14節 医療体制の整備
- 第15節 健康管理活動体制の整備
- 第16節 こころのケア体制の整備
- 第17節 食料及び生活必需品等の確保
- 第18節 孤立集落対策

### 〈津波災害に強い地域づくり〉

- 第19節 建築物等災害予防
- 第20節 公共施設災害予防
- 第21節 危険物等災害予防

# 津波災害に強い市民の育成

市は、県及び防災関係機関等と連携し、防災知識の普及・啓発活動、自主防災組織の育成事業、防災訓練の実施などを通じて、職員や市民の防災対策上の役割と責務を周知させる。

また、防災行動力を向上させ、市民一人ひとりが津波災害に対する心構えを持ち、津波発生時においても、行動力と助け合いの精神を発揮するなど適切な行動がとれるようにする。

## 第1節 防災知識の普及

(総務課・生活安全課・学校教育課・生涯学習課)

津波災害対策は人的被害防止を最優先とし、平素から防災関係職員はもとより、初等教育段階から社会教育に至るまで、市民一人ひとりに対し、様々な機会をとらえ、防災知識の普及徹底を図り、もって防災意識の高揚に資する。

また、「自らの身の安全は自らが守る」、「自らの地域は皆で守る」という自主防災意識を持った津波災害に強い市民の育成に努める。

なお市は、関係機関と連携し、市民が緊急地震速報を受けた時の適切な対応行動を含め、緊急地震速報について、普及、啓発に努める。

### 1 羽咋市津波避難地図（ハザードマップ）の作成、周知

#### (1) 津波災害警戒区域の指定、羽咋市津波避難地図（ハザードマップ）の作成、周知

県は、令和5年3月に津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第1項に基づき、津波浸水想定を踏まえ、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域を津波災害警戒区域に指定しました。津波発生時の警戒避難体制の整備に努めるものとする。

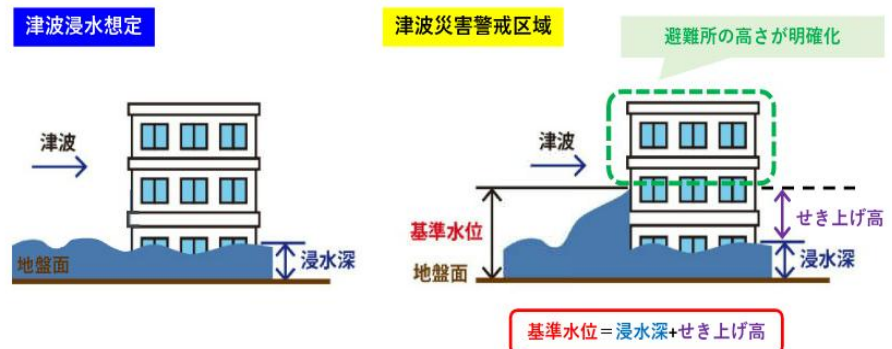
「基準水位」も合わせて公表します。基準水位とは、津波浸水想定の高さを加えた水位です。

市は、津波災害警戒区域の指定された、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定めるものとする。

このほか、県の示す津波災害警戒区域図に基づき、津波避難地図（ハザードマップ）を作成、公開するとともに、住民に配布し、津波避難地図（ハザードマップ）を活用した地域学習や防災訓練の継続的な実施を行うことにより、津波避難地図（ハザードマップ）の正しい理解と普及啓発に努める。なお、津波避難地図（ハザードマップ）が安心マップとならないよう、あわせてその特性や限界を住民に周知する。

#### (各共通事項・一般災害対策編)

- 2 職員に対する防災教育
- 3 学校教育における防災教育
- 4 市民に対する防災知識の普及
- 5 防災相談及び意識調査
- 6 災害教訓の伝承



## 第2節 市民及び事業者がとるべき措置

(総務課・生活安全課・学校教育課・生涯学習課)

津波災害時における被害及び混乱を防止するため、市民及び事業者等の果たす役割が極めて大きいことから、市民及び事業者等は、自ら防災対策をとり、冷静かつ的確な行動をとる。

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 市民のとるべき措置
- 2 事業者等のとるべき措置
- 3 市民及び事業者等による地区内の防災活動の推進

## 第3節 自主防災組織の育成

(生活安全課)

津波の発生時には、被害が広範囲に及ぶことが予想され、通信手段や道路交通の混乱等から災害応急対策の活動が阻まれ、十分な活動が行われない場合が予想される。

被害の拡大防止を図るためには、防災関係機関の活動のみならず「自らの地域は皆で守る」という共助意識のもとに、初期における自主的な防災活動が重要である。このため市は、地域住民及び事業所等自らが出火防止、初期消火、救出救護等を迅速に実施できるよう自主防災組織の組織づくりを推進し、その充実強化を図るとともに、消防団や女性団体等地域の各種団体等との連携を通じて、一体となって地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 地域住民等の自主防災組織
- 2 事業所の自衛消防隊等

## 第4節 防災ボランティアの活動環境の整備

(健康福祉課・地域整備課・生活安全課・関係課)

津波等の災害による被害の拡大を防止するためには、市、県及び関係機関の迅速かつ確な対応に合わせ、市民による自主的かつきめ細やかな対応も必要である。

このため、市、県及び防災関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体、市民活動支援センター、NPO、町会、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化に努める。

特に、災害支援NPO等の民間支援団体と連携できるよう、平時からネットワーク化し、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携を深める仕組み（中間支援機能）の構築を図る。

また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、災害ボランティア活動に対する市民の理解促進のための広報活動に努める。

県及び市は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進し、実効性向上を図る。

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 防災ボランティアの環境整備
- 2 防災ボランティアの受入体制等
- 3 防災ボランティアの育成

## 第5節 防災訓練の充実

(生活安全課・羽咋消防署)

市は、人命優先を第一義とし、消防機関等、防災関係機関と連携し、災害予防の万全を期すため、単独で又は共同して、津波発生時における消火、救助、避難、通信等の効果的方策を検討し、能登半島地震や東日本大震災の教訓等を踏まえ、全ての市民が災害から自らの命を守るためには、一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、具体的計画を立て、より実践的な防災訓練を継続的に実施する。

また、特に自主防災組織や市民に参加を求めて、津波発生時の初期消火、避難等をより多くの市民が身をもって体験できるよう努める。

なお、訓練の実効性を高めるため、訓練終了後、評価及び課題の整理等を行い、事後の訓練等や市地域防災計画、各種マニュアルの見直しに反映する。

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 防災訓練の実施
- 2 市民・自主防災組織の防災訓練の充実
- 3 事業所等の防災訓練

## 津波災害に強い組織体制づくり

津波災害に、市、県及び防災関係機関が、迅速、的確に対処できるようにするためには、日頃からの備えが重要であり、津波発生時における通信や医療、緊急輸送、避難などの体制整備を行うとともに、津波発生時における拠点整備を行う。

### 第6節 防災体制の整備

(生活安全課・総務課・関係課)

災害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化していくことが必要である。

このため、市は、応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。

また、市及び防災関係機関は、津波の浸水想定区域や土砂災害の危険箇所等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平時から点検、訓練等に努める。

さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

#### (各共通事項・一般災害対策編)

- 1 職員の動員・配備体制の強化
- 2 市の活動体制
- 3 災害対策本部の運営体制の整備
- 4 災害対策本部の整備
- 5 防災拠点の整備

## 第7節 通信及び放送施設災害予防

(生活安全課)

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 基本方針
- 2 通信用施設設備の整備
- 3 石川県総合防災情報システム
- 4 情報の共有化

## 第8節 消防力の充実、強化

(生活安全課・羽咋消防署)

都市の過密化、建築物の高層化、危険物需要の拡大等により、津波に伴う火災の発生による人的、物的被害が生じることが予想される。

このため、市は、消防力の充実、強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努める。

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 出火防止、初期消火
- 2 火災警報の発令
- 3 消防力の強化
- 4 消防機械器具の点検整備
- 5 警戒警備体制の確保
- 6 招集及び出勤計画
- 7 救助・救急体制の整備

## 第9節 風水害予防

(地域整備課・農林水産課)

津波発生時は人的被害防止を最優先とするため、水防活動に従事する物の安全確保を図ったうえで、市は、津波発生後（津波警報解除後）の豪雨に対する災害予防として治山治水事業の促進、河川管理の強化及び水防体制の整備のほか、次の予防措置を講ずるものとし、細目については羽咋市水防計画（以下「水防計画」という。）に定めるところにより所要の警戒措置をとる。

さらに、国土交通大臣及び知事が組織する大規模氾濫減災協議会等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 水害予防対策
- 2 風害予防対策

## 第10節 積雪・寒冷対策

(地域整備課・生活安全課・学校教育課)

積雪・寒冷期において津波が発生した場合、他の季節に発生する津波災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難路、避難場所等の確保等に支障を生ずることが懸念される。このため、市は、県及び防災関係機関と連携し、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における津波災害の軽減に努める。

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 積雪対策の推進
- 2 交通の確保
- 3 雪に強いまちづくり
- 4 寒冷対策の推進
- 5 積雪時の要配慮者への支援

## 第11節 避難体制の整備

(生活安全課・地域整備課・健康福祉課・学校教育課・関係課)

津波被害の軽減には、早期の避難が最も重要であることから、市は、最大クラスの津波の襲来を予測した上で、住民が安全に避難できるよう、地域の実情、感染症対策等を踏まえて災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（津波避難ビルを含む。）及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所並びに避難路について、管理者の同意を得た上で、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、町内会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図るとともに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。

また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか要配慮者にも配慮した施設等の整備や施設等の耐震性の向上に努める。

さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成し、普及に努める。

この際、住民への普及にあたっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏期には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

なお、市は地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

また、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

県は、大規模災害においては避難所運営について県・市で連携して対応することを踏まえ、被災者支援に関するマニュアルを整備するとともに、市が運用する避難所運営マニュアルの改訂を支援するなど、生活環境（給水・入浴支援、見守り・健康管理）の各分野の対応力強化に努める。

県は、避難者名簿の作成・情報共有の体制を整備するため、マイナンバーカード等のデジタル・新技術等の活用促進に努めるものとするほか、被災者支援で重要となる健康情報等について、県・市町に加え保健医療・福祉団体と連携し、健康管理データの標準化に努める。

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等
- 2 福祉避難所への避難等に係る支援体制の整備
- 3 交通規制への協力
- 4 避難誘導標識等の設置
- 5 安全確保計画
- 6 避難所運営マニュアルの作成
- 7 被災者の生活環境の改善
- 8 感染症対策
- 9 情報連絡体制の整備
- 10 被災者支援業務の迅速化・効率化

## 第12節 要配慮者対策

(健康福祉課・こども課・生活安全課)

津波発生時には、乳幼児、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、病人、難病等の患者、高齢者、妊婦、食物アレルギーのある人、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい人々である要配慮者が被害を受ける可能性が高い。

このため、市は、県及び社会福祉施設等の関係機関と連携し、市民、自主防災組織等と平時から顔の見える関係を構築し、災害時の連携体制を確立するなど、災害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図る。

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 在宅の要配慮者への配慮
- 2 社会福祉施設等の防災体制の整備
- 3 外国人等に対する防災対策
- 4 障がい者に対する情報伝達等

## 第13節 緊急輸送体制の整備

(地域整備課・生活安全課)

市は、他の道路管理者と連携し、想定津波による浸水範囲を考慮したうえで、災害応急対策を実施するための要員及び物資等の輸送に必要な緊急輸送道路を定め、整備に努める。その緊急輸送道路については、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて区域を指定して道路占用の禁止または制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

また、道路管理者は、災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。さらに、道路管理者は、当該計画を踏まえて、道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結を推進するものとする。

市及び県は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設及び輸送拠点、ヘリコプター臨時離着陸場（以下「臨時離着陸場」という。）の適地をあらかじめ把握しておき、緊急事態時のアクセス手法を検討するとともに、大量輸送を行うための船舶の確保や港湾、漁港の整備を図る。

また、市及び県は、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 緊急輸送道路ネットワークの整備
- 2 緊急輸送体制
- 3 臨時離着陸場の整備

## 第14節 医療体制の整備

(健康福祉課・こども課・市民窓口課)

津波災害時には、市民に生命と安全を守るため、迅速な医療救護が要求される。

このため、市は、防災関係機関及び医療関係機関と緊密な連携を図りながら、被災者の救護に万全を期すため、全ての医療機関の役割分担を明確にした上で、医療救護体制の整備に努めるとともに、ライフラインが機能停止した場合における業務継続計画の策定支援を行う。

また、医療機関は、被災時にあっても診療機能を維持するための施設・設備の整備に努めるとともに、それぞれの役割に応じた医療救護活動を実施するための体制を整備するなど、平素から災害の発生に備える。

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 医療救護体制
- 2 情報連絡体制
- 3 医療品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制
- 4 応援医療従事者の受け入れ体制

## 第15節 健康管理活動体制の整備

(健康福祉課・こども課)

津波災害発生時には、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスにより心身の健康を損ないやすい。

このため、市は、県及び医療救護活動等と緊密な連携を図りながら被災者の健康管理体制に万全を期すため、災害時の保健活動マニュアルを作成する等、平素から津波災害の発生に備える。

また、「自らの健康は自らが守る」という観点から、市民自身の健康管理意識の向上に努める。

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 平時の健康管理対策
- 2 災害時の健康管理体制の整備
- 3 情報連絡体制の整備

## 第16節 こころのケア体制の整備

(健康福祉課)

津波発生時には、家屋の浸水や道路の損壊等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等により、精神科医療機能の低下が予想される。このような混乱した状況の下で、被災した市民は、災害時のストレス、死の恐怖や絶望感などの精神的苦痛から、心身の健康を崩したり、疾病の悪化を招いたりするおそれがあり、精神的不調の予防や軽減を図る必要がある。

このため、市は平時から、県及び精神科医療機関と緊密な連携を図りながら、災害発生時における被災者のこころのケア等に万全を期すため、精神保健医療体制の整備に努める。

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 活動体制の整備
- 2 情報連絡体制の整備
- 3 DPAT調整本部等の設置及び運営に関する訓練等

## 第17節 食料及び生活必需品等の確保

(総務課・生活安全課・健康福祉課・企画財政課)

住宅の被災等による食料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料及び生活物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図るとともに、新物資システム（B-PLo）を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資の拠点の登録に努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、平時から孤立集落等への無人航空機（ドローン）による飛行ルートの整備を進めるなど、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国〔消防庁〕はこれを支援する。なおこの際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）や県民・事業者が食料、飲料水及び生活必需品を備蓄するよう啓発する等の取り組みを一層推進する。

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 市、県、市民等の役割分担
- 2 食料及び生活物資の確保
- 3 物資の集積、配送地の整備
- 4 義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルの作成

## 第18節 孤立集落対策

(生活安全課)

中山間地域など、災害時に土砂崩れや津波による交通遮断で孤立状態となることが予想される地域においては、救援が届くまでの間、自立的に持ちこたえることを前提に、必要な装備、物資の事前配置や防災拠点の整備など環境整備を行う。

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 県の対策
- 2 市の対策
- 3 市民等の役割

## 津波災害に強い地域づくり

「津波災害に強い地域づくり」のために、公共施設や多くの人が集まる施設などをはじめとした建物の安全化、道路施設や河川管理施設などの公共構造物、ライフラインなどの公共的施設の安全化及び急傾斜地崩壊対策事業などその他の市の地域保全事業を計画的かつ総合的に推進する。このため市は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。

### 第19節 建築物等災害予防

（地域整備課・文化財課・健康福祉課・こども課・生活安全課・総務課・関係課）

建築物の構造上の安全性については、建築基準法等によって、必要な技術的基準の確保が要請されているところである。

しかし、津波は多様な要素が複雑にからみあって、建築物に予想外の被害を与えた例も少なくない。

このため、津波に強いまちづくりを行うに当たって、市は、公共建築物、一般建築物の耐震化、不燃化の推進及び安全性の指導等に努めるとともに、関係団体の協力のもとに建築物の安全性を一層高め、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

具体的な計画については、第2編第1章第23節「建築物等災害予防」に準ずる。

なお、建築物の耐震性確保及び津波災害時の安全確保のための対策については以下のとおりである。

（各共通事項・一般災害対策編）

- 1 防災上重要な公共建築物等の災害予防
- 2 一般建築物の災害予防
- 3 文化財災害予防
- 4 ブロック塀、石塀等倒壊予防対策
- 5 所有者不明土地対策

## 第20節 公共施設災害予防

(地域整備課・上下水道課・農林水産課・総務課)

道路、河川、公園、上水道、下水道、電力、電信電話、鉄道等の公共施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動に欠くことのできないものであり、また、津波発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。

このため、津波に強いまちづくりを行うに当たっては、都市計画、立地適正化計画等とも連携し、津波浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画や避難関連施設の計画的整備、公共施設の耐浪化及び被害軽減のための共同溝等の整備などの諸施策を実施し、強靱化を図るとともに、主要な鉄道、道路、港湾、通信局舎などの交通・通信施設間の連携強化を図るなど、大規模災害発生時の輸送・通信手段を確保し、津波発生時の被害を最小限にとどめるよう予防措置に努める。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう優先的に復旧すべき公共土木施設や拠点等の事前把握及び関係者間での情報共有を行うなど、体制を強化する。

また、衛星携帯等の調査資機材の整備や、応急対応に係る資材調達ルートについてあらかじめ検討するよう努めるものとする。

### (各共通事項・一般災害対策編)

- 1 道路施設整備対策
- 2 海岸、港湾、漁港、河川の整備対策
- 3 公園、緑地等の整備対策
- 4 上水道、下水道の整備対策
- 5 電力施設の整備対策
- 6 通信施設の整備対策
- 7 農地、農業用施設整備対策

## 第21節 危険物等災害予防

(生活安全課)

高圧ガスその他の発火性若しくは引火性物品又は毒物・劇物等の危険物品は、津波発生時には直ちに災害の原因となるとともに、津波による流出等により災害を拡大させる重要な要因ともなるおそれがある。このため、津波発生に係る緊急措置の徹底を図るとともに、消防機関の行うこれらの施設への立入検査、従事者に対する取扱の指導及び訓練等の予防対策に協力し、災害防止に万全を期する。

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 高圧ガスの保安
- 2 毒物・劇物の保安
- 3 石油類等の危険物の保安

## 第3章 津波災害応急対策計画

- 第1節 初動体制の確立
- 第2節 大津波・津波警報・注意報の発表
- 第3節 気象予報等の伝達
- 第4節 災害情報の収集・伝達
- 第5節 通信手段の確保
- 第6節 石川県消防防災ヘリコプターの活用
- 第7節 災害広報
- 第8節 消防活動
- 第9節 自衛隊の災害派遣要請
- 第10節 避難誘導
- 第11節 要配慮者の安全確保
- 第12節 災害医療及び救急医療
- 第13節 健康管理活動
- 第14節 こころのケア活動
- 第15節 救急・救助活動
- 第16節 水防活動
- 第17節 災害救助法の適用
- 第18節 交通確保対策
- 第19節 行方不明者の搜索、遺体の収容・埋葬
- 第20節 ライフライン施設の応急対策
- 第21節 公共土木施設等の応急対策
- 第22節 給水活動
- 第23節 食料の供給
- 第24節 生活必需品の供給
- 第25節 障害物の除去
- 第26節 輸送手段の確保
- 第27節 防疫、保健衛生活動
- 第28節 ボランティア活動の支援
- 第29節 し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理
- 第30節 住宅の応急対策
- 第31節 文教対策
- 第32節 農林水産物災害応急対策

# 津波災害応急対策計画

津波災害などの発生に伴う災害応急対策を迅速に適時・的確に行うためには、災害対策に優先順位をつけてタイミングよく実施しなければならない。

そのため、発災後の時間の経過に伴い変化する対応策を時系列に沿って、初動対策期（発災から1日程度）、緊急対策期（1週間程度まで）、応急対策期（1ヶ月程度まで）の3期別に分類・整理する。

災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、特に発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。この際、職員は当事者意識を持ち、被災地に寄り添った判断を適時適切に行うものとする。

また、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

## 第1節 初動体制の確立

(全課)

知事又は市長は、災害対策基本法第23条に基づき、津波災害に係る応急対策の推進を図る必要があるときは、災害対策本部を設置し、その活動体制を確立するとともに、必要に応じて災害対策本部員会議に防災関係機関の参加を求め、迅速な初動対応等に必要な調整及び連携強化を図る。また、津波災害に係る応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、国、地方公共団体、民間団体等からの円滑な支援を受けるための広域応援体制を確立する。

各段階における業務内容

災害の状況	業務内容
災害対応が必要と見込まれ、高齢者等避難が見込まれるとき	<b>【注意報の発表】</b> 注意配備態勢 <b>【警報の発表】</b> 警戒配備態勢 ○災害対策本部もしくは初期防災連絡体制の設置 ○職員の配備、動員、参集
災害の発生が予測される時	<b>【災害の発生等】</b> 災害対策本部体制 ○災害対策本部、現地対策本部の設置 ○市民、本部員、県及び関係機関へ設置の連絡・公表・通知
避難指示	○発令の周知
災害による被害発生	○関係機関へ派遣要請 ○災害救助法適用の検討 ○応援協定に基づく応援要請 ○本部会議の開催
事後	○避難指示の解除 ○本部組織の見直し
事後1週間以内	○激甚災害法

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 防災組織体制
- 2 受援体制の確立
- 3 広域応援協力体制の確立
- 4 職員の勤務ローテーションの確立と健康管理

## 第2節 大津波・津波警報・注意報の発表

(生活安全課・地域整備課)

大津波警報・津波警報・注意報の発表時又は津波災害の発生時には、津波災害の軽減、拡大防止を図るため、津波情報及び津波警報・注意報等を各機関との有機的連携のもとに迅速かつ的確に収集し、伝達する。また、その他の災害応急対策を速やかに確立し、迅速に職員の動員を行う。

### 各段階における業務内容

発災からの経過時間	業務内容
1時間以内	○津波・地震情報の発表 ○避難情報の発表

### 1 種類及び発表基準

#### (1) 津波警報等の種類及び発表基準等

##### ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報地区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

#### 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さの予想の区分	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<予想される津波の最大波の高さ	10m超	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m	10m		
		3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m	3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さの予想の区分	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≦予想される津波の最大波の高さ≦1m	1m	表記しない	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。

※大津波警報を特別警報に位置づけている。

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合がある。
- ・津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波情報

ア 津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や、予想される津波の高さ、各観測点の津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、表 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等を参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

警報・注意報の発表状況	発表基準	発表内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測値と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測地及び沿岸での推定値※）の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※沿岸からの距離が100 kmを越えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大派の観測値については数値のみではなく、「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

イ 津波情報の留意事項等

(ア) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・ 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・ 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

(イ) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・ 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

(ウ) 津波観測に関する情報

- ・ 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・ 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

(エ) 沖合の津波観測に関する情報

- ・ 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・ 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分かからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

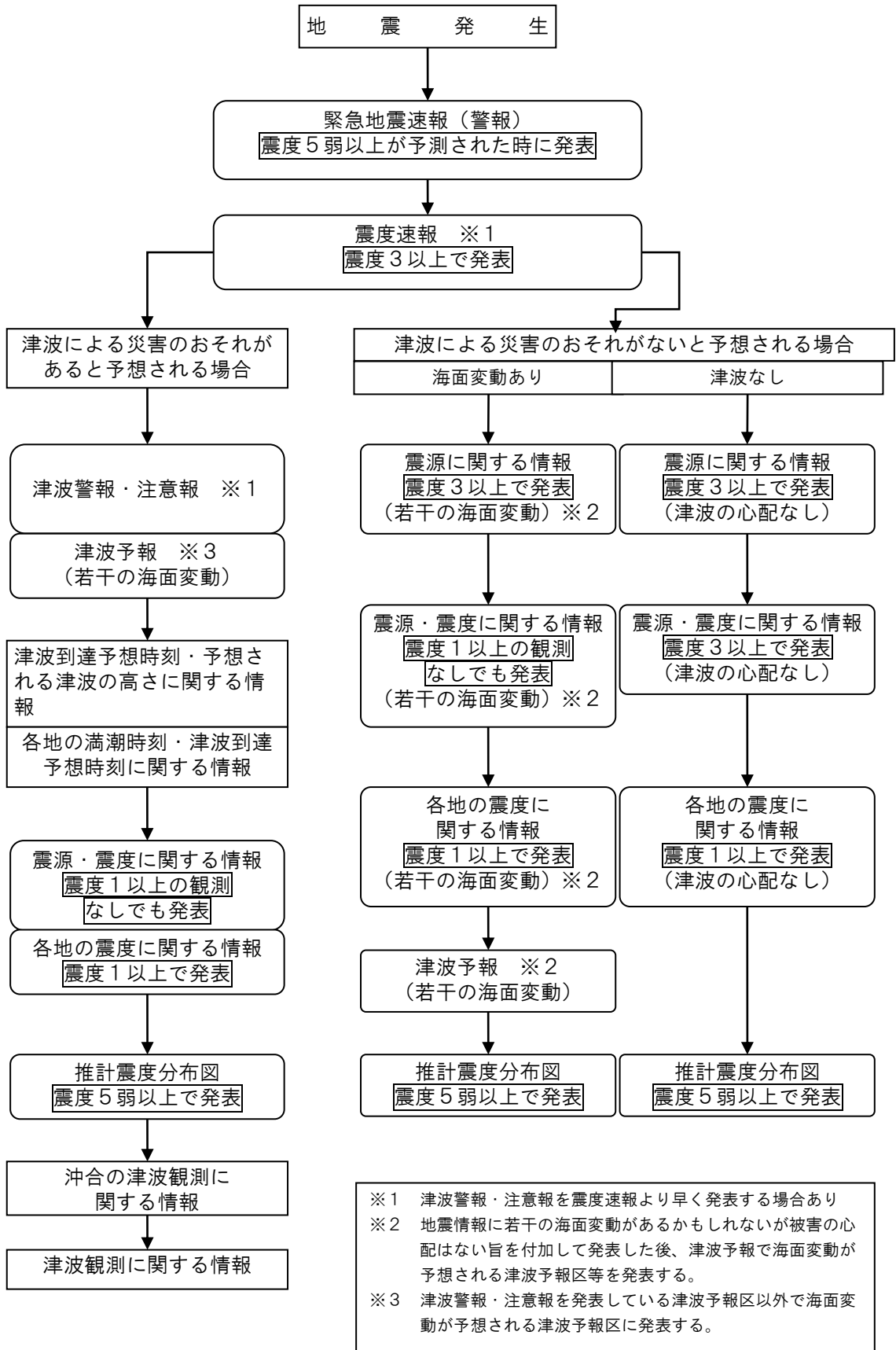
(3) 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

## 2 地震及び津波警報等発表の流れ

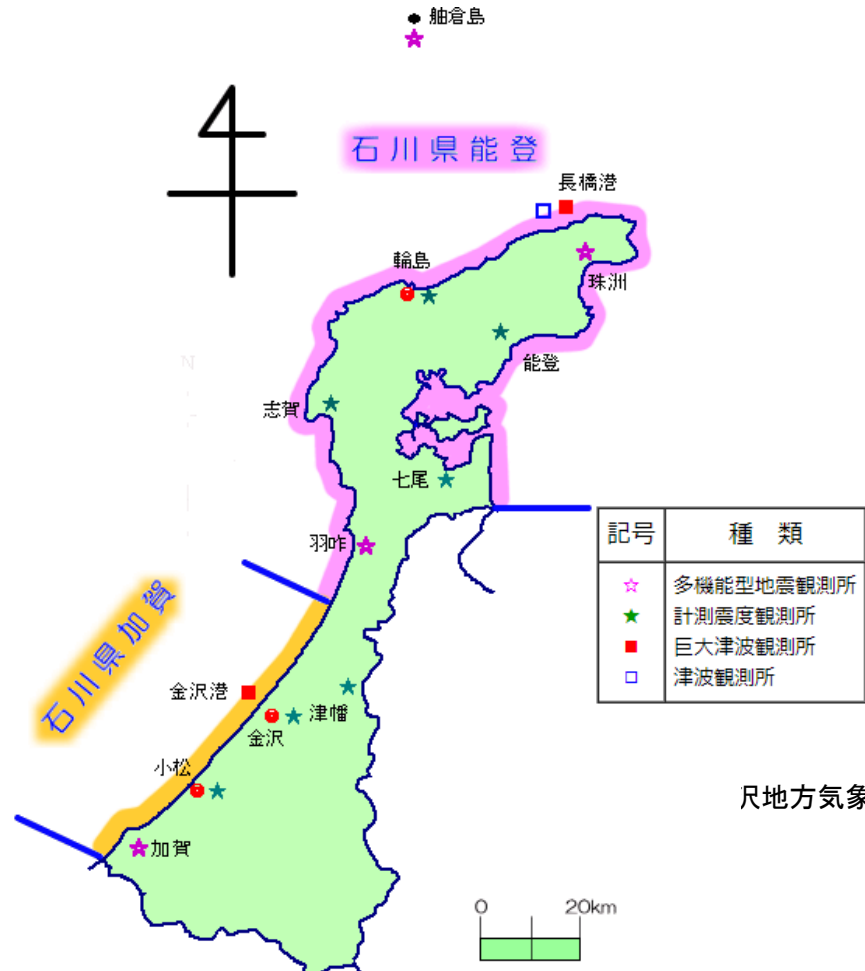


### 3 津波に関する予報の伝達

#### (1) 津波予報区

	津波予報区の名称	市 町
石川 県	能 登	輪島市、珠洲市、七尾市、羽咋市、鳳珠郡、 鹿島郡、羽咋郡
	加 賀	金沢市、小松市、白山市、加賀市、かほく 市、能美市、野々市市、河北郡、能美郡

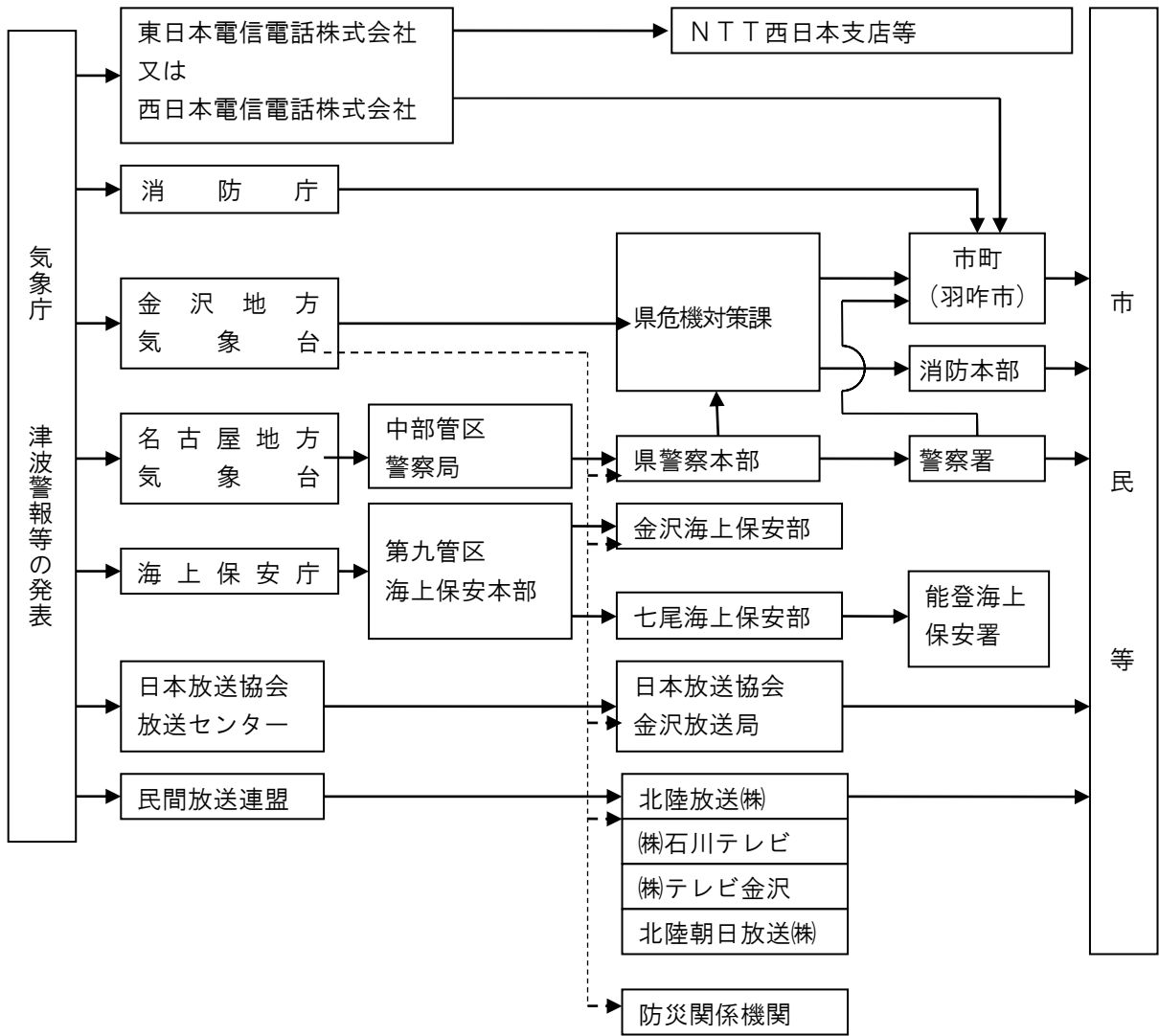
図 津波予報区及び地震津波観測地点一覧



#### (2) 津波警報等の伝達

ア 気象庁本庁が発表した津波予報は、津波予報伝達系統図により直ちに関係機関へ伝達されることとなっており、市は、鳴鐘、防災行政無線、広報車等により津波警報等を迅速かつ正確に市民、釣り人、海水浴客などの観光客、船舶等に伝達する。

津波警報等伝達系統図



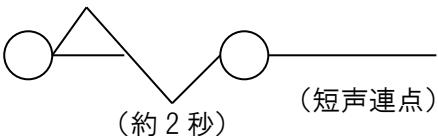

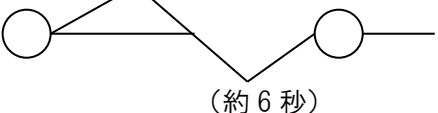

イ 津波注意報、警報の標識は次のとおりである。

(ア) 津波注意報標識

標識の種類	標 識	
	サイレン音	鐘音
津波注意報標識	(約10秒)  (約2秒)	(3点と2点の斑打) 

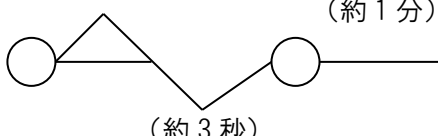

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

(イ) 津波警報標識

標識の種類	標 識	
	サイレン音	鐘音
大津波警報標識	(約3秒)  (約2秒)	(連点) 
津波警報標識	(約5秒)  (約6秒)	(2点) 

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

(ウ) 津波警報及び津波注意報解除標識

標識の種類	標 識	
	サイレン音	鐘音
津波警報及び 津波注意報 解除標識	(約10秒)  (約3秒)	(1点と2個と2点の斑打) 

4 津波災害発生直前の対策

(1) 安全な避難誘導

市は、大津波警報・津波警報・注意報が発表された場合又は津波による浸水が発生すると判断した場合は、速やかに的確な避難指示を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行う。その際、対象者にもれなく実施し、要配慮者にも配慮したわかりやすい伝達に心がける。さらに、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波に関して、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整える。

なお、発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や金沢地方気象台等との連携に努める。(避難の具体的な実施方法等については、第2編第2章第10節「避難誘導」参照のこと。)



(2) 緊急対策

市は、消防職団員、水防団員、警察官、市職員など避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提とし、予想される津波到達時間も考慮した上で、水（消）防団を出动させ、防潮水門を閉鎖するほか、市民等を海浜から避難させるなど、緊急対策を行う。

(3) 津波潮位の監視通報体制措置

ア 津波潮位の監視をする場合には、海岸付近は極めて危険であるので、安全な遠方の高台等から監視する。

イ 大地震が発生した場合又は津波警報等が発表された場合には、消防防災ヘリコプターを活用して上空からの津波監視を行う。

ウ 市は、発災時に消防団員等が海岸へ直接津波を見に行くこと等を防止するため、沿岸域において津波襲来状況を把握する津波監視システムの整備に努める。

6 津波に係る現場情報

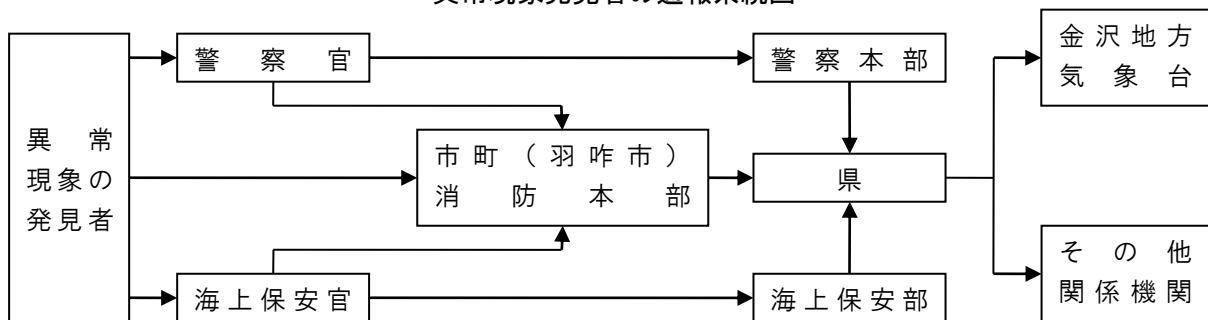
次の異常現象発見者は、直ちに市、消防本部、警察官又は海上保安官に通報する。

(1) 地震に関する事項、頻発地震、異常音響及び地変

(2) 津波に関する事項、異常潮位又は異常波浪

この場合において、市及び消防本部が受けたときは県へ、警察官及び海上保安官が受けたときは市を経由して県へ速やかに通報する。県は、必要に応じて金沢地方気象台、その他関係機関に通報する。

異常現象発見者の通報系統図



## 第3節 気象予報等の伝達

(生活安全課・地域整備課)

大規模地震が発生したときに行う応急対策活動は、「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」に定めるところによるほか、気象・地象・水象等による被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く地域住民等に伝達することが重要である。

また、円滑な応急対策活動を実施するため、市は各防災関係機関との緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

各段階における業務内容

災害の状況	業務内容
高齢者等避難	○気象情報の発表 ○警報・注意報の発表 ○土砂災害等警戒情報の発表

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 気象予報区
- 2 種類及び発表基準
- 3 気象警報等の伝達
- 4 消防法に定める火災警報及び火災気象通報
- 5 土砂災害警戒情報
- 6 土砂災害緊急情報
- 7 知事、市長、その他の機関が行う警告等の伝達

## 第4節 災害情報の収集・伝達

(生活安全課・関係課)

市は、津波災害発生時において迅速かつ適切な応急対策を実施するため、救援活動に重点をおき、防災関係機関との緊密な連携のもとに正確かつ迅速な被害情報の収集と伝達活動を行うとともに、これらの情報の共有を図る。

各段階における業務内容

災害の状況	業務内容
高齢者等避難	○水位情報、気象情報の把握・伝達 ○地域の状況等把握
避難指示	
災害による被害の発生	○市有施設（防災拠点施設・指定緊急避難場所・指定避難所）の被災状況把握 ○被害規模の概括的情報把握 ・人的被害の状況 ・火災・地盤災害の発生状況 ・建築物等被災状況 ○医療機関の被災状況・受入可否 ○119番通報に係る状況の情報把握 ○県への報告
事後3日以内	○被害規模の情報把握 ○道路等公共土木施設の復旧状況
事後1週間以内	○被害金額等の概算集計

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 情報収集体制及び伝達系統の確立
- 2 被害状況の調査

## 第5節 通信手段の確保

(生活安全課・総務課)

市は、防災関係機関と連携し、津波災害時において応急対策に必要な指示、命令、報告等の災害情報の迅速かつ的確な収集、伝達を行うため、通信手段の確保を図る。

また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平時からの連携体制の構築等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図る。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星ネットワークについて、一体的な整備を図る。

各段階における業務内容

発災からの経過時間	業務内容
1時間以内	○防災行政無線、災害時優先電話、市防災無線同報局、消防無線、 広報車の確認 ○被災地との通信インフラ確認
3時間以内	○被災地との通信インフラ確保
6時間以内	○非常通信の取り扱い確保
24時間以内	○アマチュア無線等に協力要請 ○被災通信設備の応急復旧

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 通信手段の利用方法等
- 2 通信設備の応急復旧
- 3 災害に強い通信機器の配備

## 第6節 石川県消防防災ヘリコプターの活用

(生活安全課)

津波災害時には、道路の通行が困難となることが予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急応急対策については、消防防災ヘリコプターを活用する。

各段階における業務内容

発災からの経過時間	業務内容
1時間以内	○離着陸場適地の被災状況確認
3時間以内	○応援要請 ○離着陸場適地の確保

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 消防防災ヘリコプターの活動内容
- 2 運航基準
- 3 応援要請
- 4 場外離着陸場の確保

## 第7節 災害広報

(生活安全課・秘書課・総務課)

津波災害時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、市民に災害の事態、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知できるよう、市は、防災関係機関と連携し、緊急事態用の広報計画を作成し、広報活動を展開する。

県、市及び防災関係機関は、災害時に正確な情報が迅速かつ的確に伝達されるよう、平時から連携方法を整理したうえで、災害に関する情報の発信内容の検討や設備・機器使用の習熟を図り、災害を想定した広報活動訓練を実施するものとする。訓練時期は関係機関で調整の上、実施する。

### 各段階における業務内容

発災からの経過時間	業務内容
1 時間以内	○災害発生の広報 ○地震情報、余震情報、津波情報（随時） ○避難情報の発表・発令（随時） ○初動対策期に必要な情報の提供
3 時間以内	○広報・発表手段の確保、協力要請 ○被害状況の発表（随時） ○ライフラインに関する情報の提供（随時） ○交通に関する情報の提供（随時） ○避難所に関する情報の提供（随時） ○人的被害・安否に関する情報の提供（随時）
12 時間以内	○水、食料、生活必需品等の供給に関する情報の提供（随時）
24 時間以内	○多様な広報・発表手段の確保、協力要請 ○被災者生活支援に関する情報の提供 ○犯罪情勢及び予防対策に関する情報の提要 ○教育・福祉施設に関する情報の提供
72 時間（3 日）以内	○復旧情報の提供 ○ごみの処理に関する情報の提供 ○応急対策に必要な情報の提供
1 週間以内	○被害相談に関する情報の提供 ○復旧対策に必要な情報の提供
1 ヶ月以内	○生活再建に関する情報の提供
3 ヶ月以内	○復興に関する情報の提供

### (各共通事項・一般災害対策編)

- 1 広報の内容
- 2 広報活動の方法
- 3 庁内連絡
- 4 被災地域の相談・要望等の対応
- 5 広報手段等
- 6 安否情報の提供等
- 7 ライフライン情報の提供等

## 第8節 消防活動

(生活安全課・羽咋消防署)

津波の発生時には、火災の多発により市民の生命、身体及び財産に被害が及ぶおそれがあるため、市・消防機関は、関係機関と連携して市民の救助・救急をはじめとして、的確な避難誘導による避難者の安全確保、防災上重要な施設等の火災防ぎよ等に全機能を挙げて当たる。

各段階における業務内容

発災からの経過時間	業務内容
1時間以内	○出火防止 ○消防活動 ○救助・救急活動 ○火災発生状況等の把握 ○石川県消防広域応援協定に基づく要請
3時間以内	○火災の状況の把握（随時） ○自主防災組織、自衛消防組織等の活動状況の把握
72時間以内	○惨事ストレス対策

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 出火防止、初期消火
- 2 消防活動
- 3 救助・救急活動
- 4 応援要請
- 5 消防活動に従事する職員の安全確保と資機材の確保
- 6 惨事ストレス対策

## 第9節 自衛隊の災害派遣要請

(総務課・生活安全課)

津波災害に対する自衛隊の災害派遣については、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき行うこととなるが、派遣要請に当たっては、市は、県、防災関係機関との連携を密にして自衛隊が迅速に災害派遣活動が実施できるような的確な情報提供に努める。

各段階における業務内容

発災からの経過時間	業務内容
1時間以内	○被災状況の把握
3時間以内	○県を通じ派遣要請
6時間以内	○被災状況の把握 ○受入態勢の整備
1週間以内	○経費の負担 ○派遣希望期間の調整、撤収の要請

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 災害派遣の適用
- 2 派遣の要請手続
- 3 活動の内容
- 4 派遣部隊の受入体制整備
- 5 派遣部隊の撤収要請
- 6 経費の負担

## 第10節 避難誘導

(生活安全課・健康福祉課・こども課・学校教育課・関係課)

津波災害発生時においては、延焼火災、危険物の漏えい、土砂災害、家屋倒壊等の発生が予想される中、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、市は、災害対策基本法等に基づき迅速かつ的確に避難のための措置をとることにより、市民の生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者について十分考慮する。

各段階における業務内容

発災からの経過時間	業務内容
1時間以内	○避難の指示 ○避難に関する情報の周知 ○避難経路の被災状況確認 ○避難所の開設 ○危険区域からの自主避難
3時間以内	○警戒区域の設定 ○避難者の誘導
6時間以内	○避難所の開設報告 ○要配慮者の安全確保 ○避難者名簿の作成（随時更新）
24時間以内	○二次避難支援
72時間（3日）以内	○避難所の運営 ○関係機関への応援要請

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 避難の指示等
- 2 警戒区域の設定権限
- 3 避難者の誘導
- 4 避難所の開設及び運営
- 5 広域避難対策（災害発生前）
- 6 広域一時滞在（災害発生後）
- 7 帰宅困難者対策
- 8 避難所外避難者対策
- 9 記録等

## 第11節 要配慮者の安全確保

(健康福祉課・こども課・市民窓口課)

津波災害時には、乳幼児、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、病人、難病等の患者、高齢者、妊婦、外国人などの要配慮者は、災害の認識や災害情報の受理、自力避難などが困難な状況にある。

市及び社会福祉施設等の管理者は、地域住民等の協力を得て迅速かつ適切な要配慮者の安全避難を実施するとともに、安否確認及び避難生活状況等の継続的な把握により必要な対策を講じる。

### 各段階における業務内容

災害の状況	業務内容
高齢者等避難	○市、報道機関等により情報提供 ○避難に向けた準備 ○要配慮者の避難開始
避難指示	○市、報道機関等により情報提供
災害による被害の発生	○安否確認 ○社会福祉施設等の被災状況・受入可否確認
事後1日以内	○二次避難支援 ○健康相談
事後3日以内	○生活必需品の供給

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 在宅の要配慮者に対する対策
- 2 社会福祉施設における対策
- 3 医療機関における対策
- 4 外国人に対する対策

## 第12節 災害医療及び救急医療

(健康福祉課)

津波災害時には、建物の倒壊、火災等の発生により、同時に多数の負傷者等が発生し、医療、救護需要が膨大なものになることが予想され、特に発災当初の72時間は、救命救急活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、市及び県は、他の関係機関の協力を得て迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

各段階における業務内容

災害の状況	業務内容
高齢者等避難開始	
避難指示	○医療機関等の被災状況、受入可否確認
災害による被害の発生	○救護所の設置 ○DMAT及び関係機関への派遣要請 ○医療救護班の派遣

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 情報収集・提供
- 2 DMAT・医療救護班派遣・受入体制
- 3 救護所の設置
- 4 災害時後方医療体制
- 5 重症患者等の搬送体制
- 6 医療品等の調達
- 7 医療機関のライフラインの確保
- 8 個別疾患対策
- 9 医療の途を喪失した場合
- 10 記録等

## 第13節 健康管理活動

(健康福祉課・こども課)

津波災害発生時は、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスから、様々な健康障害の発生が懸念される。

このため、市は県や関係機関等の協力を得て、医療救護活動等と緊密な連携を図りながら被災者の健康管理活動を実施する。

各段階における業務内容

災害の状況	業務内容
高齢者等避難	
避難指示	
災害による被害の発生	○避難に関する情報の把握 ○要配慮者等の健康状況確認
事後3日以内	○避難所の健康相談、健康調査 ○在宅被災者の健康相談・健康調査
事後1週間以内	○感染症予防対策 ○巡回栄養指導

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 実施体制
- 2 健康管理活動従事者の派遣体制
- 3 健康管理活動

## 第14節 こころのケア活動

(健康福祉課)

災害直後の精神科医療を確立するとともに、災害ストレス等により新たな精神的問題が生じる等、精神保健医療の需要が拡大することが予想される。

このため、県及び市は、厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動要領」や「石川DPAT活動マニュアル」に基づき、被災地の精神保健医療ニーズを把握するとともに、各種関係機関と連携し、迅速かつ的確に精神科医療の提供と精神保健活動を実施する。

### 各段階における業務内容

災害の状況	業務内容
高齢者等避難	
避難指示	
災害による被害の発生	
事後1日以内	
事後3日以内	○支援対象者の把握 ○DPAT派遣要請 ○被災地での精神科医療の提供 ○被災地での精神保健活動への専門的支援
事後1週間以内	○支援者への専門的支援

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 実施体制の確立
- 2 DPAT活動

## 第15節 救急・救助活動

(生活安全課・羽咋消防署)

津波災害が発生した場合、多数の負傷者が発生するおそれがあり、これらの人々については一刻も早い救急・救助活動が必要となる。このため市は、防災関係機関と相互に連携して市民、自主防災組織及び事業所に協力を呼びかけ、生命、身体が危険となった者を直ちに救助・救急し、負傷者を医療機関に搬送する。

また、必要に応じ、国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請する。

各段階における業務内容

災害の状況	業務内容
高齢者等避難	
避難指示	○初動期の救急・救助活動の実施
災害による被害の発生	○重傷者等の搬送 ○車両・資機材の調達
事後3日以内	○惨事ストレス対策

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 実施体制の確立
- 2 惨事ストレス対策
- 3 医療救護活動
- 4 災害救助法による措置

## 第16節 水防活動

(地域整備課)

市は、防災関係機関と連携し、地震に伴う津波や豪雨等に伴う洪水等の災害に対して、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を「羽咋市水防計画」(資料参照)の定めにより適切に実施し、浸水等の被害の拡大防止に努める。

また、津波が発生し、又は発生する可能性がある場合には、水防活動にあたる者は、津波到達時間内においては安全が確保できる場所に待機するものとする。

### 各段階における業務内容

災害の状況	業務内容
高齢者等避難	○浸水区域、土砂災害警戒区域等の警戒 ○避難に関する情報の提供(随時)
避難指示	○警戒区域の設定
災害による被害の発生	○被害拡大防止活動 ○水防活動従事者の安全確保
事後	○応急復旧

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 監視、警戒活動
- 2 市長が行う避難指示等
- 3 応急復旧
- 4 水防活動従事者の安全配慮

## 第17節 災害救助法の適用

(総務課・企画財政課・生活安全課)

市の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法が適用される。災害救助法による救助は、県が実施する。このため知事は、災害に伴う人及び住家の被害状況を速やかに把握確認し、災害救助法による救助を実施する要件（適用基準）に照らして災害救助法による救助を実施（災害救助法の適用）するかどうかを早期に決定することになっている。

市長は、その地域内における災害の状況により直ちに災害救助法による救助が必要と判断したときは、知事に対してその状況を報告する。

なお、県及び市町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとし、県は救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、必要な関係者との連絡調整を行うものとする。

各段階における業務内容

災害の状況	業務内容
高齢者等避難	
避難指示	
災害による被害の発生	○被害状況の把握 ○災害救助法の適用手続き ○災害救助法による救助

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 適用基準（災害救助法施行令）
- 2 適用手続
- 3 災害救助法に基づく救助の種類
- 4 災害救助法に基づく救助の実施
- 5 災害救助法が適用されない場合の救助

## 第18節 交通確保対策

(地域整備課・生活安全課)

津波災害時における交通の混乱を防止し、災害の応急対策に従事する人員及び資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて交通規制を実施するなど陸上交通の確保に努める。

各段階における業務内容

災害の状況	業務内容
高齢者等避難	○交通規制の実施
避難指示	
災害による被害の発生	○被災情報の収集 ○道路啓開 ○緊急措置
事後	○応急復旧
事後3日以内	○緊急輸送道路ネットワークの交通規制

(各共通事項・一般災害対策編)

### 1 陸上交通の規制及び確保

## 第19節 行方不明者の搜索、遺体の收容・埋葬

(生活安全課・市民窓口課・健康福祉課・羽咋消防署)

災害時において死亡していると推定される人については、搜索及び收容を行い、死亡者については応急埋葬を実施する。

各段階における業務内容

災害の状況	業務内容
高齢者等避難	
避難指示	
災害による被害の発生	
事後	○行方不明者の搜索（随時） ○遺体の検視（随時）
事後3日以内	○安否、身元確認に関する情報の提供 ○遺体の引き渡し、遺体安置所へ搬送
事後1週間以内	○相談窓口の設置

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 行方不明者及び遺体の搜索
- 2 遺体の検視（見分）及び処理
- 3 遺体の埋葬
- 4 安否確認
- 5 広域応援体制
- 6 災害救助法による措置

## 第20節 ライフライン施設の応急対策

(総務課・地域整備課・上下水道課・生活安全課)

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努める。あわせて、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。なお、必要に応じ、広域的な応援体制を取るよう努める。

市災害対策本部等は、通信の確保を図り、被害状況及び復旧状況等情報収集を行う。

また、ライフライン事業者から応急復旧のために、通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有を求められた場合は、ライフライン事業者の要望に応じ情報提供に努める。

各段階における業務内容

災害の状況	業務内容
高齢者等避難	
避難指示	
災害による被害の発生	○被害状況の把握 ○被災状況の広報 ○復旧要員・資機材の調達 ○関係機関との連絡体制の確立
事後	○応援要請 ○応急復旧
事後1週間以内	○復旧工事

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 電力施設
- 2 通信施設
- 3 上水道施設
- 4 下水道施設
- 5 LPガス供給設備等

## 第21節 公共土木施設等の応急対策

(地域整備課・農林水産課)

道路、河川、海岸等の公共土木施設等は、津波により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。

このため、市は、これらの施設管理者及び関係機関と協力し、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。

各段階における業務内容

災害の状況	業務内容
高齢者等避難	
避難指示	
災害による被害の発生	○被災情報の収集 ○緊急輸送道路ネットワークの道路施設巡回調査 ○通行規制
事後	○支障物件の撤去 ○応急工事
事後3日以内	○応急復旧
事後1週間以内	○復旧工事

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 道路施設
- 2 河川、海岸等施設
- 3 鉄道施設
- 4 公園、緑地施設
- 5 農地、農業用施設

## 第22節 給水活動

(上下水道課)

津波災害により水道施設が断水し、又は汚染されて飲料に適する水を得ることができなくなったときは、水道事業者は応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、速やかに応急給水を実施する。

県は、必要に応じて自衛隊及び関係機関等に応援を求める。

各段階における業務内容

災害の状況	業務内容
高齢者等避難	
避難指示	
災害による被害の発生	○被災情報の収集 ○市民への広報 ○応援要請
事後1日以内	○拠点避難場所等への初期給水活動 ○主要施設の復旧
事後3日以内	○給水車による運搬給水
事後1週間以内	○被災情報の把握 ○復旧計画の策定 ○応急復旧

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 給水対策本部の設置、運営
- 2 応急給水活動
- 3 施設の応急復旧活動
- 4 災害救助法による措置

## 第23節 食料の供給

(生活安全課・健康福祉課・農林水産課)

災害時には、住居の浸水や焼失及びライフラインの途絶等により、食料の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため市は、関係機関と連携し、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、食料を調達し、炊き出し等で給食の供給を実施する。

なおこの際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

### 各段階における業務内容

災害の状況	業務内容
高齢者等避難	
避難指示	○食料供給量の把握
災害による被害の発生	○災害救助用米穀の確保
事後1日以内	○情報提供 ○応急供給の実施 ○支援要請
事後3日以内	○主食・副食等の調達 ○炊き出しの実施
事後1週間以内	○多様な供給方法、食料の質の確保

### (各共通事項・一般災害対策編)

- 1 実施体制
- 2 食料の供給
- 3 炊き出しの実施
- 4 主食の供給
- 5 副食及び調味料の確保
- 6 共助による食料の確保
- 7 災害救助法による措置

## 第24節 生活必需品の供給

(健康福祉課・企画財政課・商工観光課)

災害時には、住居の浸水や焼失等により、寝具その他生活必需品をそう失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬季においては、防寒具や布団等の早急な供給が必要である。このため、医療、寝具、その他生活必需品等の物資の供給を行い、被災者の生活の安定を図る。

各段階における業務内容

災害の状況	業務内容
高齢者等避難開始	
避難指示	
災害による被害の発生	○衣料、燃料等生活必需品の確保 ○確保状況の情報提供 ○応援要請 ○集積場所の状況把握
事後3日以内	○輸送方法、集積場所の確立

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 生活必需品等の物資の供給又は貸与の対象者
- 2 必要量の把握
- 3 供給品目
- 4 供給又は貸与の方法
- 5 輸送
- 6 災害救助法による措置

## 第25節 障害物の除去

(地域整備課・農林水産課・生活安全課)

津波災害に際して、救助・救急、医療救護、消火活動等を迅速に実施するため、各関係機関で情報を共有しながら、障害となる全半壊家屋及び土砂、立木等を除去し、緊急輸送道路等の確保を図る。

各段階における業務内容

災害の状況	業務内容
高齢者等避難	
避難指示	
災害による被害の発生	○障害物の状況の概要把握
事後1日以内	○障害物除去の実施
事後3日以内	○除去障害物の集積場所の指定

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 障害物除去の実施基準
- 2 障害物除去の実施
- 3 除去した障害物の集積場所の指定
- 4 湛水、堆積土砂、その他障害物件の排除措置
- 5 災害救助法による措置
- 6 粉塵等公害防止対策
- 7 障害物除去に関する応援要請

## 第26節 輸送手段の確保

(地域整備課・総務課)

災害時における応急対策を実施するに当たり、必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、市が保有する車両等を動員する。また、輸送関係機関等の保有する車両等を調達するほか、近隣市町村等の広域応援による緊急輸送体制の確保に努める。

なお、市は、人員、物資等の受入れ体制についてあらかじめ計画を定めておく。

各段階における業務内容

災害の状況	業務内容
高齢者等避難	
避難指示	○避難者の輸送
災害による被害の発生	○輸送施設、交通施設の被害状況の概要把握
事後1日以内	○緊急交通路の確保 ○緊急車両の確保 ○運送事業者への要請
事後3日以内	○緊急輸送体制の確保 ○広域応援要請

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 輸送の対象
- 2 緊急輸送体制の確立
- 3 災害救助法による措置

## 第27節 防疫、保健衛生活動

(健康福祉課・生活安全課)

津波等の災害時においては、水道の断水、家屋の浸水、停電による冷蔵食品の腐敗などにより、感染症が多発するおそれがある。また、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうる。

このため、感染症や食中毒の発生予防のために必要な、被災家屋、避難所等の消毒の実施、生活環境衛生及び食品衛生の確保を図るとともに感染症のまん延を防止するため、各種の検査、予防措置を的確かつ迅速に行う。

各段階における業務内容

災害の状況	業務内容
高齢者等避難	
避難指示	
災害による被害の発生	○緊急食品の衛生確保 ○衛生指導 ○避難所の環境整備
事後3日以内	○健康相談の実施 ○健康状況の情報収集 ○防疫資機材の調達 ○浸水地域の消毒・感染症予防対策
事後1週間以内	
事後1ヶ月以内	○巡回栄養指導

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 実施体制の確立
- 2 避難所の防疫活動
- 3 防疫用資材の備蓄、調達
- 4 ペット動物の保護対策

## 第28節 ボランティア活動の支援

(健康福祉課・生涯学習課)

津波が発生したときは、災害応急対策の実施に多くの人員を必要とするため、市は、防災関係機関、関係団体と連携を図りながら、ボランティアに関する被災地のニーズとの把握やボランティアの募集及び受入れに努めるとともに、ボランティア活動の拠点の確保など、ボランティアの円滑な活動が図られるよう支援に努める。

各段階における業務内容

災害の状況	業務内容
高齢者等避難	
避難指示	
災害による被害の発生	
事後1日以内	○情報収集 ○県災害対策ボランティア本部の設置 ○市ボランティア本部の設置
事後3日以内	○ボランティアの募集、広報 ○活動拠点の確保、提供
事後1週間以内	○ニーズの把握、ボランティアのあっせん

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 ボランティアの受入れ
- 2 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供
- 3 ボランティアの活動の委託
- 4 「羽咋市災害ボランティアセンター」の設置

## 第29節 し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理

(生活安全課)

被災地における廃棄物による環境汚染を防止するため、し尿、生活ごみ（粗大ごみも含む。）及びがれき等一般廃棄物及び産業廃棄物の収集及び処分を迅速かつ効率的に実施し、被災地区の環境浄化を図る。

市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

各段階における業務内容

災害の状況	業務内容
高齢者等避難	
避難指示	
災害による被害の発生 事後1日以内	○廃棄物処理施設の被災情報の把握 ○廃棄物見込み量の情報収集 ○応援要請 ○仮設トイレの設置
事後3日以内	○廃棄物の収集 ○仮置き場の確保
事後1週間以内	○廃棄物の応急処理
事後1ヶ月以内	○復旧工事 ○最終処分

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 実施体制の確立
- 2 災害の状況把握
- 3 廃棄物の収集、運搬及び処分の方法
- 4 災害時における廃棄物の処理目標
- 5 野外仮設トイレの設置
- 6 廃棄物の応急処理

## 第30節 住宅の応急対策

(地域整備課)

市は、家屋に被害を受け、自らの資力で住宅を確保できない被災者のために、応急仮設住宅の建設等必要な措置を講じ、住生活の安定に努める。応急仮設住宅の制度の周知にあたっては、県及び市が連携して実施する。

また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。そのため、住宅の修繕を行う事業者のリストの作成や、事業者用宿泊拠点確保についてあらかじめ検討することとし、迅速な対応が可能な体制を整備する。

なお、市はあらかじめ予想される被害から災害に対する安全性に配慮しつつ、仮設住宅建設戸数と建設候補地を把握するとともに、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努めるとともに、民間賃貸住宅の借上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくなど、供給体制を整備する。

また、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供機関の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組みを計画的に実施する。

各段階における業務内容

災害の状況	業務内容
高齢者等避難	
避難指示	
災害による被害の発生	
事後1日以内	○被災状況の概要把握
事後3日以内	○公営住宅等の確保状況の広報
事後1ヶ月以内	○被災戸数の算定 ○相談窓口の設置
事後3ヶ月以内	○仮設住宅の着工

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 実施体制の確立
- 2 災害救助法による措置
- 3 建築資材及び建築技術者の確保
- 4 住宅確保等の方法の周知
- 5 その他

## 第31節 文教対策

(学校教育課・文化財課・生涯学習課)

児童生徒、教職員及び学校その他文教関係施設が被害を受けるなど、正常な学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設の確保や、教科書及び学用品の支給等の措置を講じ、応急教育を実施する。また、各学校において石川の学校安全指針を活用し、児童生徒等のより確実な安全確保を図る。

なお、施設設備、学校安全、登下校、教職員、生徒等についての最新情報について、市及び県の各課で共有し、情報収集の一元化に努めるものとする。

### 各段階における業務内容

災害の状況	業務内容
高齢者等避難	
避難指示	
災害による被害の発生	
事後1日以内	○施設の被害状況の調査 ○児童生徒、教職員の被害状況の調査 ○授業実施の判断・連絡
事後3日以内	○応急復旧計画の作成 ○応急教育計画の作成 ○対応状況の広報
事後1ヶ月以内	○教材、学用品等の調達、支給 ○教職員の健康管理

### (各共通事項・一般災害対策編)

- 1 文教施設の応急復旧対策
- 2 応急教育実施の予定施設の選定
- 3 応急教育計画
- 4 児童、生徒への対応
- 5 教材、学用品の調達及び支給方法
- 6 授業料の免除及び育英資金
- 7 給食措置
- 8 保健衛生
- 9 教職員の健康管理
- 10 避難所協力
- 11 文化財対策
- 12 被災地学び支援派遣等枠組み(D-E-S-T)

## 第32節 農林水産物災害応急対策

(農林水産課)

災害時における家畜及び畜産関係の被害の拡大を防止するための応急対策として、県の協力を得ながら次の措置を講ずる。

各段階における業務内容

災害の状況	業務内容
高齢者等避難	
避難指示	
災害による被害の発生	○被災概要の調査
事後3日以内	○二次災害の防止
事後1週間以内	○応急対策

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 農作物関係対策
- 2 畜産関係対策
- 3 林産関係対策

## 第4章 復旧・復興計画

- 第1節 市民生活安定のための緊急措置
- 第2節 公共施設災害の復旧
- 第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成
- 第4節 被災者への融資・支給
- 第5節 被災者の生活確保のための緊急措置
- 第6節 災害義援金及び義援物資の配分
- 第7節 復興計画

## 復旧・復興計画の位置付け

津波災害の発生後、被災した施設の原形復旧に併せて災害の再発防止のため、必要な施設等の復旧を速やかに実施し、民心の安定と社会経済秩序の回復を図ることについての計画とする。

### 第1節 市民の生活安定のための緊急措置

(市民窓口課・税務課・商工観光課・健康福祉課・こども課・地域整備課・生活安全課)

津波災害の発生は、多数の死傷者、家屋の倒壊等による住居そう失と、市民に極度の混乱をもたらすこととなる。このため、市及び関係機関は、相互に協力して被災者の生活確保、社会経済活動の早期回復に努める。

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 生活相談
- 2 罹災証明の交付
- 3 被災者に対する職業のあっせん
- 4 市税の徴収猶予及び減免措置
- 5 公営住宅の建設

## 第2節 公共施設災害の復旧

(全課)

津波災害により被災した公共施設の災害復旧は、応急措置を講じた後に県、関係機関と連携し、各施設の原形復旧に併せて災害の再度発生防止のため施設の新設、改良を行うなどの事業計画を速やかに策定し、民心の安定及び経済的、社会的活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 災害復旧事業計画
- 2 復旧事業の方針
- 3 職員の確保

## 第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

(企画財政課・関係課)

災害復旧事業には、法律又は予算の範囲内において国が全部若しくは一部を負担し又は補助して行う災害復旧事業及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づき援助される事業がある。災害復旧事業補助費は、知事の報告その他市が提出する資料及び実地調査に基づき決定されるので、市は、関係機関に協力を要請し、迅速な資料の提出等必要な措置を講ずる。

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 助成制度の周知
- 2 激甚災害の早期指定
- 3 激甚災害指定の手続き
- 4 日本郵便株式会社(北陸支社)の特例措置

## 第4節 被災者への融資・支給

(農林水産課・商工観光課・地域整備課・健康福祉課・こども課・関係課)

災害発生後の市民生活の安定を図るため、平時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、関係機関と顔の見える関係を構築することで、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

また、災害復旧事業の融資制度等の広報に努めるとともに、相談窓口を設置するなど迅速な復興援助の措置を講ずる。（各制度の詳細は、資料参照）

加えて、各種支援制度の窓口を一元化するとともに、申請窓口での混雑が予想される場合は、各地区の申請受付日を設定するなど、被災者の負担軽減に努める。

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 農林漁業制度金融の確保
- 2 中小企業融資の確保
- 3 住宅金融支援機構資金のあっせん
- 4 生活福祉資金の貸付
- 5 母子父子寡婦福祉資金
- 6 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付
- 7 被災者生活再建支援金の支給
- 8 制度の周知

## 第5節 被災者の生活確保のための緊急措置

(市民窓口課・商工観光課・税務課・地域整備課)

津波の発生は、多数の死傷者、家屋の倒壊等の住家のそう失及び環境破壊等をもたらし、市民を極度の混乱におとしいれることになる。

このため、市及び関係機関等は、相互に協力して被災者の生活の確保、社会経済活動の早期回復に努める。

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 生活相談
- 2 こころのケア活動の継続
- 3 被災者台帳の作成
- 4 罹災証明の交付
- 5 被災者に対する職業のあっせん
- 6 国税等の徴収猶予及び減免の措置
- 7 公営住宅等の整備
- 8 国有財産の無償借受等
- 9 災害廃棄物の処理等

## 第6節 災害義援金及び義援物資の配分

(健康福祉課・会計課)

市は、被災者あてに寄託された義援金及び義援物資については、義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルに基づき、被害状況に応じた配分計画を立て、受け入れ・管理・配分窓口を一元化することにより、義援物資が被災者に迅速、効率的に届く体制とする。

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 義援金及び義援物資の受付
- 2 義援金の配分
- 3 義援金及び義援物資の輸送
- 4 義援物資保管場所

## 第7節 復興計画

(全課)

被災地の復興にあたっては、地域コミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮した上で、被災者の生活再建を支援し、再度の災害の防止と施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な環境づくりに努める。

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 基本方向の決定
- 2 計画的復興の進め方

## 第5章 複合災害対策

第1節 基本方針

第2節 災害予防対策

第3節 災害応急対策

第4節 災害復旧対策

## 第1節 基本方針

本章は、同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下「複合災害」という。）における、予防対策、応急対策、復旧対策について示すものである。

なお、市及び防災関係機関は、平素から備えを充実するとともに、羽咋市地域防災計画各編に記載する対策の内容を踏まえるとともに、複合災害への対応に留意し、所要の措置を講じる。

## 第2節 災害予防対策

（生活安全課・羽咋消防署）

（各共通事項・一般災害対策編）

- 1 情報の収集・連絡体制の整備
- 2 複合災害時の災害予防体制の整備
- 3 複合災害を想定した訓練の実施

## 第3節 災害応急対策

(生活安全課・地域整備課・健康福祉課・こども課)

(各共通事項・一般災害対策編)

- 1 活動体制の確立
- 2 情報の収集・連絡
- 3 避難対策
- 4 緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達
- 5 緊急時医療措置

## 第4節 災害復旧対策

(全課)

複合災害として発生する災害の種類に応じて、羽咋市地域防災計画の本編第3章及び各災害編の災害復旧対策の内容を踏まえて対応する。